

議事日程(第4号)

令和3年9月16日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第48号 令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第49号 令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第50号 令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第51号 令和3年度国富町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第52号 国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第54号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第55号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 同意第5号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第17 同意第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第19 発議第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 日程第20 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第21 議員派遣の件について
- 日程第22 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第23 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第48号 令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第49号 令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第50号 令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第51号 令和3年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第52号 国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例について

- 日程第14 議案第54号 国富町税条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第55号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第16 同意第5号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第17 同意第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第19 発議第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
日程第20 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
日程第21 議員派遣の件について
日程第22 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
日程第23 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（12名）

1番	中村 繁樹君	2番	穂寄 満弘君
3番	谷口 勝君	4番	三根 正則君
5番	日高 英敏君	7番	武田 幹夫君
8番	近藤 智子君	9番	飯干 富生君
10番	河野 憲次君	11番	緒方 良美君
12番	横山 逸男君	13番	渡邊 静男君

欠席議員（1名）

6番 山内 千秋君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	重山 康浩君
企画政策課長	大矢 雄二君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	松岡 徳君	町民生活課長	菊池 潤一君
福祉課長	桑畑 武美君	保健介護課長	坂本 透君
農林振興課長	日高 佑二君	農地整備課長	横山 寿彦君
都市建設課長	吉岡 勝則君	上下水道課長	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長			横山 香代君
教育総務課長	児玉 和弘君	社会教育課長	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長			佐土原敏郎君
監査委員	山口 孝君		

午前9時28分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。

令和3年第3回定例会も、いよいよ本日が最終日でございます。

本日は、多くの議案等につきまして、質疑・討論・採決を行います。円滑な議事進行に皆様方のご協力をどうぞよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、認定第1号「令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第2、認定第2号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3、認定第3号「令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4、認定第4号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5、認定第5号「令和2年度国富町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第6号「令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第7号「令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について」の7件を一括して議題といたします。

これから、各常任委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） それでは、総務厚生常任委員会についてご報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号「令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務厚生常任委員会の所管する部門並びに認定第4号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」、認定第5号「令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」、認定第6号「令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算」の4件について審査をいたしました。

審査に当たりましては、所管部門における執行部からの説明を受け、現地調査を含め慎重に審査を行いました。

採決の結果、いずれも賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の概要について簡潔に報告いたします。

初めに、総務課について報告します。

まず、交通安全用品等整備助成金の財源及び使途についてただしたところ、この助成金は、宮崎縣市町村交通災害共済の交通災害共済基金を財源として、加入市町村に交付されるとのことで、本町には令和2年度から令和6年度までの5年間の事業費総額521万円のうち、令和2年度は初年度分121万円が交付されているとのことでした。助成金の使途としては、ガードレール工事などの整備等に充てられているとのことでした。

次に、災害救助費の消耗品費893万5,702円の購入内訳についてただしたところ、主なものは、新型コロナウイルス感染症対策として避難所用に購入したもので、マスク、消毒液、ワンタッチテント等を中央コミュニティセンター、アリーナくにとみ内の防災倉庫に備蓄しているとのことでした。

次に、選挙用備品購入費についてただしたところ、新型コロナ感染症対策として、開票作業における3密対策及び開票時間の短縮を目的に、投票用紙読取分類機を610万5,000円で購入しているもので、1分間に660枚以上の票が処理でき、開票作業の大幅な人員削減及び時間短縮が見込めるとのことでした。

なお、避難所用の消耗品購入及び選挙用備品購入の財源については、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を充てているとのことでした。

次に、企画政策課について報告します。

まず、高度無線環境整備事業負担金についてただしたところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、町とNTT西日本が主体となり、八代地区を中心とした光ファイバー未整備エリアを解消したもので、全体事業費1億2,717万円のうち9,379万9,000円が町負担分で、そのうち純然たる町の持ち出しは520万円とのことでした。

今回の光ファイバー整備に伴い、町内全てのエリアで高速・大容量無線通信環境が整ったことから、教育・農業などの幅広い分野において活用できるデジタル社会の形成が期待されるとのことでした。

次に、ふるさと納税寄附金の増収理由についてただしたところ、令和2年度の寄附金額2億7,931万6,600円は、前年度比289.5%の伸びで、2億760万5,200円の増収であったとのことでした。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣籠もり需要や、非常用ポータブル電源を返礼品に加えたこと、また、地鶏の炭火焼きセットや卵などの毎月発送が可能な定期便の種類を増やすなど工夫したこと、さらに、新たなふるさと納税サイトの利用を始めたことが増収につながったとのことでした。

次に、行政情報のデータ管理についてただしたところ、現在は、自庁サーバーであるため、毎週データのバックアップを行い、安全管理に努めている。

今後は、デジタル庁が令和7年度末までにクラウド等への移行を推進していることから、移行に係る情報等について、システムベンダー業者と協議しているとのことでした。

クラウド等への移行により、より安全なデータ管理が可能になると同時に、業務の効率化を推進することで、行政サービスのさらなる向上につなげたいとのことでした。

次に、財政課について報告します。

定住促進住宅の本庄高校寄宿舎くにとみ寮の整備費583万5,500円についてただしたところ、定住促進住宅の空き部屋の有効活用と本庄高校の遠距離通学生に配慮した寄宿舎を提供するため、1部屋当たり3名が入居可能な部屋を2部屋整備したとのことでした。

なお、新たな入居希望があった場合には、引き続き整備を検討してもらうよう要望しました。

次に、公営住宅等長寿化計画の改定についてただしたところ、本町は平成23年3月に同計画を作成しましたが、平成28年8月に国の指針が改定されたことから、今後の適正な管理運営や既存ストックの有効活用並びに長寿命化を図るため、計画内容や数値、方向性を検証した上で、財政等を考慮した事業計画の見直しを行ったとのことでした。

次に、税務課について報告します。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免についてただしたところ、27世帯から申請があり、そのうち20世帯の令和元年度課税分が39万1,800円、24世帯の令和2年度課税分が429万7,200円減額対象となったとのことでした。

次に、固定資産税現年課税額が前年度より著しく減額した要因についてただしたところ、耐用年数に基づき減価率で評価額が計算される償却資産分が大きく影響しており、新たな設備投資がなかったためとのことでした。

次に、保健介護課について報告します。

まず、一般会計では、不妊治療費補助金の概要についてただしたところ、体外受精など、健康保険が適用されない特定不妊治療を受けた方には、県の補助金に上乗せして1回10万円を上限に助成しているとのことでした。

また、県が助成をしていない一般不妊治療についても町では20万円を上限に助成している。

令和2年度は、特定不妊治療5回、一般不妊治療5回の合わせて10回、101万898円の助成を行い、8人が母子手帳の発行や出産につながっているとのことでした。

次に、5歳児健康相談の事業内容と相談結果についてただしたところ、小学校入学前に発達の支援が必要な子供を心理相談員・言語聴覚士などが観察把握することで、幼児期の心身の健全な発達促進につなげるものとのことでした。

令和2年度の対象者は139名で、うち所見なしが87名とのことでした。

次に、国民健康保険事業特別会計では、糖尿病患者の医療費と対応についてただしたところ、糖尿病は、発見が遅れ重症化すると、高額な医療費を要する病気まで引き起こすこととなる。そのため、健康推進係と連携を図り、40歳未満からの健康診査や健康指導を行うことで、糖尿病の早期発症や重症化の防止を図っている。

また、糖尿病性腎症重症化予防事業で、糖尿病や糖尿病性腎症が疑われる方に対して受診勧奨や管理栄養士による指導も実施しているとのことでした。

次に、後期高齢者医療特別会計では、寝たきりの数は57人で前年と比較すると44人増えており、その理由をただしたところ、寝たきりなど一定障害がある65歳から74歳の方は、後期高齢者医療制度の対象者に移ることとされており、県の移行推進により該当者が増となったとのことでした。

次に、介護保険特別会計では、福祉用具購入及び住宅改修の実績についてただしたところ、福祉用具購入は、特定福祉用具販売として指定を受けた事業者から、浴槽内椅子や特殊尿器、11品目に対して10万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給される。令和2年度の給付実績は84件の191万1,000円で、令和元年度と比べ25件54万8,000円増加したとのことでした。

また、住宅改修については、要介護認定を受けている方の状態に応じ、手すりの取り付けや段差解消などの改修に対して20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給され、令和2年度の給付実績は106件の754万5,000円で、令和元年度と比べ14件107万5,000円増加したとのことでした。

なお、増加した理由については、新型コロナウイルス感染症予防対策により、在宅での生活が増えたことが影響したのではないかとのことでした。

次に、福祉課について報告します。

移動スーパーによる地域生活支援事業費補助金及びその運行状況についてただしたところ、高齢者や独り暮らし世帯の方などに、買い物の機会を提供することを目的とした個人の移動販売車の購入費に対して対象経費の2分の1を補助したもので、令和2年11月から6路線で192名の登録があり、ひと月平均260名程度が利用しているとのことでした。

移動スーパーは、利用者の方に大変喜ばれており、買い物を通して高齢者などの見守り支援にもつながるので、維持に努めていただくよう要望しました。

次に、子ども医療費助成額が前年と比較して減額となっている要因についてただしたところ、町では、中学生までの医療費について完全無償化としており、令和2年度は延べ3万1,172件の助成を行ったが、前年度に対し1,009万6,594円の減額となっている。主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院への受診控えがあったのではないかとのことでした。

次に、町民生活課について報告します。

町道に覆いかぶさる草・雑木等の伐採を町が行った場合、処分費用は町の負担になるのかただしたところ、町が処分する場合は、搬入時の手数料は発生しないが、搬入した重量分の処理費用は、エコクリーンプラザみやざき一般廃棄物処理等業務委託料として扱われるため、町の負担になる。

また、ボランティア等による伐採後の処理については、ビニール袋に詰めた後、公民館等に一時仮置きして搬出する方法もあるので、事前に町民生活課へ連絡してほしいとのことでした。

次に、町内の外国人居住者数の推移はどうなっているのかただしたところ、4月1日現在では、平成27年度が95人、28年度が103人、29年度が119人、30年度が141人、令和元年度が170人、2年度が203人となっており、年々増加傾向にあるとのことでした。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減っているが、平成27年度からすると2倍以上の増加となっているとのことでした。

最後に、会計課について報告します。

国富町全図の印刷費についてただしたところ、24年ぶりに64万9,000円で1,000枚

を作成したもので、スマートインターチェンジやアリーナくにとみなども新たに掲載しているとのことでした。

以上、審査の概要を申し上げます。

最後に今回の委員会決算審査において、ご協力いただいた関係職員の皆様にお礼を申し上げます。

改めて令和2年度を振り返ってみますと、年度当初から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に追われ続けた1年でありました。

公共施設の利用制限をはじめ、様々なイベントの中止、移動自粛、飲食店の営業時間短縮等による経済活動の停滞が見られ、いまだに収束の見込みが立たない状況が続いております。

これまでに経験したことのない異常事態に対し、中別府町長の的確な判断と素早い決断による救済対策で、商工業者の経営支援、町民生活の不安解消が図られました。

さらに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の推進で高速通信網や生活環境整備が加速度的に進められました。

それぞれの持ち場で、誠実に施策の実現に取り組まれた職員の皆様のご苦勞に対し、お礼と感謝を申し上げます。

今後とも町民のために持てる力を存分に発揮していただきますようお願いしまして、総務厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（渡邊 静男君） 消毒のため、しばらくお待ちください。

次に、文教産業常任委員会の審査報告を求めます。文教産業常任委員会副委員長、穂寄満弘君。

○文教産業常任副委員長（穂寄 満弘君） それでは、文教産業常任委員会についてご報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号「令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算」のうち、文教産業常任委員会の所管する部門並びに認定第2号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第3号「令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算」、認定第7号「令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算」の4件について、審査をいたしました。

審査に当たりましては、コロナ禍の中で極めて厳しい社会情勢の現状を踏まえた上で、財政投資の効果はどうであったか、また限られた経費の中で最大の効果を上げる努力がなされているかなどに観点を置き、事業継続の必要性、問題点に留意しながら、現地調査を含めた詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果、いずれも賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、農林振興課について報告します。

まず、国の農業次世代人材投資資金と町の未来を拓く就農者育成支援交付金の内容についてただしたところ、国の事業は、町の認定を受けた新規就農者に対して、就農直後の経営を支援するため、最長5年間、最大750万円を交付する制度で、令和2年度は3名に対し450万円を交付している。また、国の事業要件の対象とならない町独自の就農支援については、就農後2年目から3年間で60万円から120万円を交付する事業で、令和2年度は6名に対し120万円を交付しているとのことでした。

今後も新規就農者に対する充実した経営支援が図られるよう要望しました。

次に、くにとみ産畜産物消費拡大対策事業費補助金の内容についてただしたところ、新型コロナウイルス感染拡大により、国産牛の消費減少に伴い枝肉及び子牛価格の下落が見られたことから、町の単年度事業として価格低下の影響を最小限に抑えるため、町内産宮崎牛の消費拡大策を行った。詳細は、1パック3,000円相当の商品を半額助成するもので、3,626パックを販売し、消費者からは大変好評であり、生産者からは感謝の言葉を頂いたとのことでした。

今回の畜産物の消費拡大対策事業の検証を行い、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、消費拡大に向けた新たな取組を検討していただくよう要望しました。

次に、農地整備課について報告します。

まず、農業水路等長寿命化・防災減災事業、国富ハザードマップ作成業務委託についてただしたところ、地震や大雨によってため池の堤防が決壊した場合に想定される浸水範囲等を地図上に示し、避難経路の確認に役立つもので、令和元年度に国が定めた基準に基づく防災重点ため池のうち、修理ヶ迫ため池、木ノ峰上・下ため池、渡内ため池について作成し、周辺6地区の住民や小中学校、事業所等への配布及び町のホームページに掲載しており、事業費は520万4,561円とのことでした。

次に、緊急土地改良施設維持補修費の内容についてただしたところ、農業用排水路や農道が対象で、現地調査により、公共性及び緊急性などから総合的に判断して実施するもので、用水施設については補償費の15%を負担いただいている。国の農地・農業用施設災害復旧事業の採択要件に満たない箇所も含め、令和2年度は水路25件、農道11件の総額800万7,522円とのことでした。

次に、綾川雑用水管理事業特別会計について報告します。

綾川雑用水使用の使用者数とメーター設置数についてただしたところ、使用者は、西都市21名、綾町6名、国富町35名の合計62名で、メーター設置数は、西都市23器、綾町6器、国富町32器の合計61器とのことでした。

次に、都市建設課について報告します。

まず、立地適正化計画と都市計画マスタープランの関連性についてただしたところ、立地適正化計画は、公共交通と連携した居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地に関する包括的な計画であり、都市計画マスタープランの一部となるもので、町全体を対象としている都市計画マスタープランに対し、都市計画区域を対象としているとのことでした。さらに、計画策定による国の支援措置についてただしたところ、現在の都市再生整備事業の交付率40%に対し、今回設定した都市機能誘導区域、居住誘導区域に施設を整備する際には、それぞれ50%、45%と、これまでよりも有利な都市構造再編集中支援事業を活用できるとのことでした。

次に、町道向高須志田線法面観測調査委託についてただしたところ、令和2年の梅雨前線豪雨により間知ブロック変状が発生したため、間知ブロック背後の斜面変動の有無を確認する観測調査を行ったとのことでした。斜面に3か所の伸縮計を設置し、約3か月間観測したところ、そのうち1か所で1.3mmの変位があったが、調査時期の雨量が例年よりも少なかったことから、その後変位はなかったとのことでした。また、計測ピンを設置し、変状についてパトロールを強化しながら経過観察しているとのことでした。

次に、上下水道課について報告します。

まず、公共下水道事業特別会計について報告します。

下水道事業公営企業会計移行支援業務委託の内容についてただしたところ、総務省通知により令和6年までには公営企業会計に移行することが求められており、令和2年度から令和4年度の3年間を移行期間とし、令和5年度から公営企業会計への移行を予定している。令和2年度は、公募型プロポーザル方式により業者を選定し、移行に当たっての方針決定及び固定資産整理に着手したとのことでした。

次に、水道事業会計について報告します。

営業収益のうち、給水収益が増益した要因についてただしたところ、人口減少の影響により、近年、給水戸数、給水人口、有収水量が減少傾向にある中、令和2年度の有収水量については、新型コロナウイルス感染症対策によるステイホーム等の影響により3万1,950m³、率にして1.48ポイント増加し、給水収益の増益につながったとのことでした。

次に、教育総務課について報告します。

まず、タブレット端末の導入状況についてただしたところ、令和2年度中に、全ての小中学校で1人1台ずつの端末とネットワークの整備が完了し、授業で活用している。今後は、新型コロナウイルス感染症への対策などとして、ドリル等の教材をダウンロードし、持ち帰って活用できるよう検討しているとのことでした。

また、先生方のスキル向上のため、GIGAスクールサポーターやソフトウェア会社等と連携し、オンラインでの研修を実施しており、学校内で情報を共有し、先生方の個人差がなくなるよ

うに努めているとのことでした。

次に、本庄小学校長寿命化改修工事についてただしたところ、令和2年度は北校舎の1年生から4年生までの普通教室と職員室や事務室等の改修を終了し、子供たちは新しい校舎で気持ちよく授業が受けられ、大変喜んでいるとのことでした。

次に、社会教育課について報告します。

まず、農村環境改善センターの修繕料についてただしたところ、決算額は401万1,414円で、主なものは、大ホールの音響設備の改修や非常用発電機の起動バッテリーの交換などを行った。また、新型コロナウイルス感染症対策として、改善センターの会議室に換気扇の新設やエアコンの更新など、換気対策を行ったとのことでした。

次に、町立図書館のシステムリース料及び利用状況についてただしたところ、図書館システムは5年間のリース契約を締結しており、令和2年10月から5年間で869万2,200円の新しいシステムに更新したとのことでした。その際、新たに読書通帳を導入し、令和2年度は585冊を発行し、利用者からは高評価をいただいているとのことでした。また、来館者数は3万2,264人であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、図書館利用を図書の貸出し返却のみに限定した期間があったことにより、令和元年度と比較して1万4,477人減少したとのことでした。

最後に、学校給食共同調理場について報告します。

まず、給食用食器の購入の経緯についてただしたところ、複数の学校で主菜用の汁椀にひび割れなどの劣化が見られたため、安全面を考慮し、全ての小中学校の汁椀を更新したもので、環境ホルモンが発生しない製品を選定し、1,660個を127万4,548円で購入したとのことでした。

次に、コロナ禍の状況下における学校給食配送業務の現状についてただしたところ、日本通運株式会社宮崎支店に委託しているもので、運転手に毎朝の検温と2週間に1回の検便を義務づけています。また、2台の配送車は、午前は給食を配送、午後に食器等を回収して調理場で下ろし、帰社した後にコンテナをアルコール消毒しているとのことでした。

以上、審査の概要を申し上げます。

最後に、本委員会の審査に当たり、ご協力いただきました関係各課の職員の皆様にお礼を申し上げます。

依然として財政が厳しいことには変わりありませんが、最小の経費で最大の効果が上がるよう、町民福祉向上のため、明日への希望を持って暮らせる国富町、未来を担う子供たちのため、職員の皆さんのなお一層のご努力をお願い申し上げます。文教産業常任委員会の所管についての審査報告といたします。

申し訳ありません。4ページの8行目、「用水施設については補修費の15%」で書いてあるのを、「補修費」でなく「補償費」と言いました。「補修費」で訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

○議長（渡邊 静男君） これから委員長報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。河野議員。

○議員（10番 河野 憲次君） おはようございます。両委員長さんにおかれましては、お疲れさまでございました。

それでは、認定第1号「令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定」及び認定第6号「令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の決算につきましては、新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい財政状況の中で、本町の予算において効率的に運用されているかを確認していますと、歳入総額119億5,585万4,574円に対し、歳出総額115億6,410万2,878円の決算で、実質収支額は3億6,621万3,696円の黒字額となり、その中から財政調整基金に1億8,400万円を積み立てることができる黒字決算であることを確認したところであります。

以上の決算において、成果説明書により、まず、歳入決算の状況を見ると、構成比率では依存財源が71.6%、自主財源が28.4%となっております。

依存財源の主なものは、20.2%は国の地方交付税、国庫支出金30.8%によるもので、自主財源の18.2%は、町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税であることを確認しました。

また、ふるさと納税寄附金を初めてする寄附金が2億8,636万7,000円で、令和元年度と比較して2億1,460万6,000円の増額となっていることであり、今後もさらなる国富特産の掘り起こしを願うものであります。

このような財源が、いかに歳出として活用されているかを見てみますと、全世界では新型コロナウイルス感染症の猛威により、本町の予算編成はこの点を実質的に組み込んだ結果を確認したところであります。

内容的には、国民一律10万円の特別定額給付金、子育て世帯への給付金、飲食店への支援、プレミアム商品券の発行、畜産農家やら花農家への支援、学校対策としては、トイレの洋式化、

タブレットパソコンの整備などへ多くの予防対策として25億708万319円となっております。その財源は、国庫支出金及び地方創生臨時交付金での対応でありました。

また、9月15日現在、国富町では74人の感染者数で、昨年の定例会時は9人でありましたが、1年間に65人の感染者となっており、町民はいつ我が身かと思う今日であります。

さて、その他の事業内容を見ても、例年同様に適材適所に事業が配分されております。

まず、最重点課題である人口対策の若者定住促進事業の40件、122人の町内定住、中学生までの子ども医療費の完全無料化、安全対策では、稲荷仮屋原線、牛の宮山下線の道路改良・橋梁・長寿命化補修、ふるさと納税制度を活用した地元製品の拡大、その他次世代を担う農業後継者・新規就農者の育成、本庄小学校の長寿命化改修工事の着手など、全ての分野において均等に実施されていることを確認したところであります。

今後も、このような厳しい現状の中、町民の全体の奉仕者としての職員であるという信念を持って、町民から信頼されることを申し上げ、令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算に対する賛成討論とさせていただきます。

次に、認定第6号「令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度の決算規模は歳入総額24億5,201万8,124円、歳出総額は24億251万4,267円となっており、その内容を見ても、65歳から75歳未満の方が3,459人、75歳以上の方が3,439人の合計6,898人で、住民基本台帳による1万9,052人の実に36.2%を占めており、超高齢化社会の到来を思わせる状況にあり、その中で認定状況は要支援者216人、要介護者899人、合計1,115人であり、全体の16.16%となっております。介護サービス利用状況も、多数の高齢者の方々が居宅介護、地域密着型、施設サービスを利用され、その他各事業に取り組んでいるところを確認したところであります。本町にも老人施設が多数あり、さらなる施設職員の研修対策により、大正、昭和、平成、令和を経験された高齢者対策を取られることにより、町長の提案理由にも述べられている町民の安全安心と、日々の暮らしに生きがいを感じられるまちづくり、すなわち国富町に住んでよかったと思われると思うところであります。今後もますます高齢化が進むため、さらなる老人福祉の充実を要望し、賛成討論とさせていただきます。

この機会に一言申し上げたいと思います。新型コロナウイルス感染対策に当たり、職員149人及び会計年度職員の方々には、コロナウイルス感染により、町民への対応、また公務員としての自覚、心身共に大変であったと思うところであります。今後も十分健康に留意され、対応をお願いするところであります。

また、要望として1点申し上げたいと思います。さきの6月の定例会で、同僚議員からも質問

がありました防災無線関係であります。廃止されたことにより、屋外で働く人々から「以前は防災無線で時刻を確認することができていたが、現在は時刻を確認することができず非常に不便である」と、私を含め、また同僚議員も要望があったと聞いております。何らかの形で時報を知らせることができないか、お願いするところであります。

以上で私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡邊 静男君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて討論を終了します。

これから、認定第1号から認定第7号までの7件について、それぞれ採決を行います。

お諮りします。認定第1号「令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第1号「令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第2号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第2号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第3号「令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第3号「令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第4号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第4号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第5号「令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第5号「令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第6号「令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第6号「令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第7号「令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について」の委員長報告は、原案可決及び認定するものであります。この剰余金の処分及び決算は委員長報告のとおり原案可決及び認定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手多数と認めます。したがいまして、認定第7号「令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について」は、原案可決及び認定することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。次の再開を10時40分いたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

.....

日程第8. 議案第48号

○議長（渡邊 静男君） 次に、日程第8、議案第48号「令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号「令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第48号「令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第49号

○議長（渡邊 静男君） 日程第9、議案第49号「令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号「令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第49号「令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第50号

○議長（渡邊 静男君） 日程第10、議案第50号「令和3年度国富町介護保険特別会計補正

予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号「令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第50号「令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第51号

○議長（渡邊 静男君） 日程第11、議案第51号「令和3年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号「令和3年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第51号「令和3年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第52号

○議長（渡邊 静男君） 日程第12、議案第52号「国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号「国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第52号「国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第53号

○議長（渡邊 静男君） 日程第13、議案第53号「国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号「国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第53号「国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第54号

○議長（渡邊 静男君） 日程第14、議案第54号「国富町税条例の一部を改正する条例につ

いて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号「国富町税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第54号「国富町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第55号

○議長（渡邊 静男君） 日程第15、議案第55号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第55号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 同意第5号

○議長（渡邊 静男君） 日程第16、同意第5号「公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号「公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、同意第5号「公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第17. 同意第6号

○議長（渡邊 静男君） 日程第17、同意第6号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、同意第6号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第18. 諮問第1号

○議長（渡邊 静男君） 日程第18、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

ここで暫時休憩します。

午前10時47分休憩

.....

午前10時49分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

お諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

日程第19. 発議第1号

○議長（渡邊 静男君） 日程第19、発議第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） ただいま議題となりました発議第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」について、ご説明いたします。

本案につきましては、本定例会の総務厚生常任委員会におきまして、慎重に検討しました結果、全会一致で意見書の提出を決定しました次第であります。

本意見書の趣旨は、加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど高齢者の生活の質を落とす大きな要因となっています。また、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

また、日本の難聴者率は、欧米諸国と比べ大差はないものの、補聴器使用率は欧米諸国より低く、日本での補聴器の普及が求められています。日本において補聴器の価格は非常に高額でかつ保険適用ではありません。高度・重度難聴者の場合は補装具費支給制度があり、中等度以下の場合、購入後に医療費控除が受けられますが、その対象者は僅かであり、低所得者の高齢者に対する配慮が求められます。

補聴器の普及が、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認

知の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるとも考えられるため、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度が創設されるよう、強く要望する必要があるため、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[別紙]

発議第1号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど高齢者の生活の質を落とす大きな原因になっている。また、最近では鬱（うつ）や認知症の危険因子になることも指摘されている。

加齢性難聴により、コミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、こうした症状につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と比べ大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国より低く、日本での補聴器の普及が求められている。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり年金生活者にとって非常に高額であり、しかも保険適用ではないため全額自費負担となっている。

身体障害者福祉法第4条に規定する高度・重度難聴者の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるもののその対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

一方で、欧米では補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っているが、補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

宮崎県国富町議会
議長 渡邊 静男

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
法務大臣	上川陽子殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
財務大臣	麻生太郎殿

○議長（渡邊 静男君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、発議第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第2号

○議長（渡邊 静男君） 日程第20、発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） ただいま議題となりました発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について、ご説明いたします。

本案につきましては、本定例会の総務厚生常任委員会におきまして、慎重に検討しました結果、

全会一致で意見書の提出を決定しました次第であります。

本意見書の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況にあります。

また、地方自治体では、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応にも迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

このことから、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方一般財源総額の確保、固定資産税制度の堅持等が確実に実現されるよう、強く要望する必要があるため、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[別紙]

発議第2号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

宮崎県国富町議会

議長 渡邊 静 男

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

○議長（渡邊 静男君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議員派遣の件について

○議長（渡邊 静男君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、国富町議会会議規則第124条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

日程第22. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第22、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、総務厚生常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第23. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第23、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査にすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、文教産業常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査にすることに決定しました。

日程第24. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をしました申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例等）に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議会運営委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。よって、令和3年国富町議会第3回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前11時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 9月16日

議 長 渡邊 静男

署名議員 穂寄 満弘

署名議員 河野 憲次

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署名議員